

# 土木系工事における快適トイレの運用について (お知らせ)

令和6年3月  
山口県土木建築部

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の導入について、以下のとおり運用しますので、お知らせします。

## 1 対象工事

土木建築部が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とする。ただし、災害復旧工事については、対象外とする。

## 2 適用基準日

令和6年4月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

## 3 快適トイレの仕様

別紙に示す標準仕様のうち①～⑩の機能・付属品を満たす仮設トイレとする。

なお、⑫～⑰の仕様・付属品は満たしていれば快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

## 4 快適トイレに係る費用の計上

従来トイレ費用相当額（10,000円/基・月）との差額を共通仮設費に積上げ計上する。差額は51,000円/基・月を上限とする。

男女別で各1基（計2基）まで計上できる。

運搬費、設置、撤去費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象とはしない。

## 5 その他

詳細は、「土木系工事における快適トイレの実施要領」を参照。

実施要領は、技術管理課ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>

（組織から探す > 技術管理課 > 技術基準等 > その他の技術基準・マニュアル等）

## 快適トイレの仕様

### (1) 快適トイレに求める機能【必須項目】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5 kg以上とする）

### (2) 付属品として備えるもの【必須項目】

- ⑦男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配慮等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

### (3) 推奨する仕様、付属品【任意項目】

- ⑫室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）